

貯金以上、 投資未満。

だから、ちょうどいい。

Chakin

無配当災害死亡保障付積立保険 チャキン



貯金より
増える！

チャキンちゃん

満期保険金
受取率

106.1%

スマホで
完結

いつでも
使える^{*1}

使い勝手はまるで
**利子のつく
貯金箱**

^{*1}解約した場合

生命保険
業界初！^{*2}

1か月目から**毎月増える**

×

元本^{*3}割れ**リスクゼロ**

^{*2}インターネットのみで申込みが完結し、「1か月目から毎月増える」かつ「元本割れのリスクゼロ」の生命保険商品は業界初。(当社調べ (2025年1月時点))

^{*3}払込保険料を指します。

こんな場合におすすめ

増やしたい

手軽に始めたい



運用のリスクを分散したい

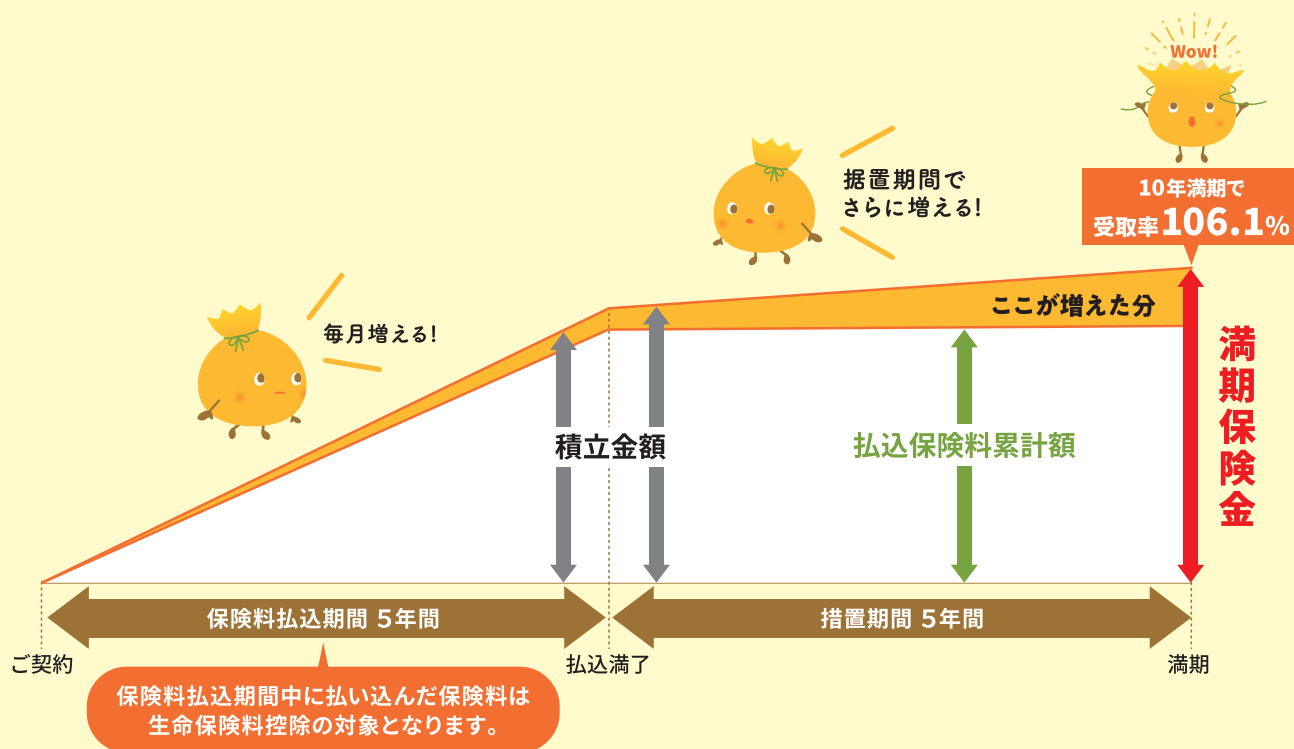
減るのは避けたい

Chakinなら、減らない、増える、いつでも使える

<貯金以上とは?> Chakinの積立金額と、調査時点で銀行免許を受けている都市銀行・インターネット銀行等20行の普通預金の預金額を比較した結果、どの時点においても本商品の積立金額が預金額よりも大きいため、「貯金以上」「貯金より増える」としています。<比較条件>普通預金の通常の金利(優遇サービスやキャンペーン等による条件付きの金利を除く)において、調査時点での金利が見直されなかったという前提で、5年間は毎月保険料と同額を入金し、6年目から10年目は据置で利殖したと仮定したときの預金額を比較(2024年10月時点(当社調べ))

Chakinの特徴

元本割れのリスクゼロ、
いつやめても戻ってくるお金は受取率100%以上



貯金より増えて
減らない

10年満期で、満期保険金受取率**106.1%**

積立金額は、1か月目から**毎月増える**

ずっと**振込手数料なし**

急にお金が
必要になった時も

いつでも**解約可能・解約手数料は不要**

通常翌営業日に着金

※着金日についての留意事項は4ページをご確認ください。

解約後、お手続きをすれば再契約可能

生命保険のため、死亡時の保障もあり安心!
さらに、5年間の払込保険料は「**一般生命保険料控除**」の対象となります。

生命保険料控除の詳細は
7ページをチェック!

こんな場合におすすめ

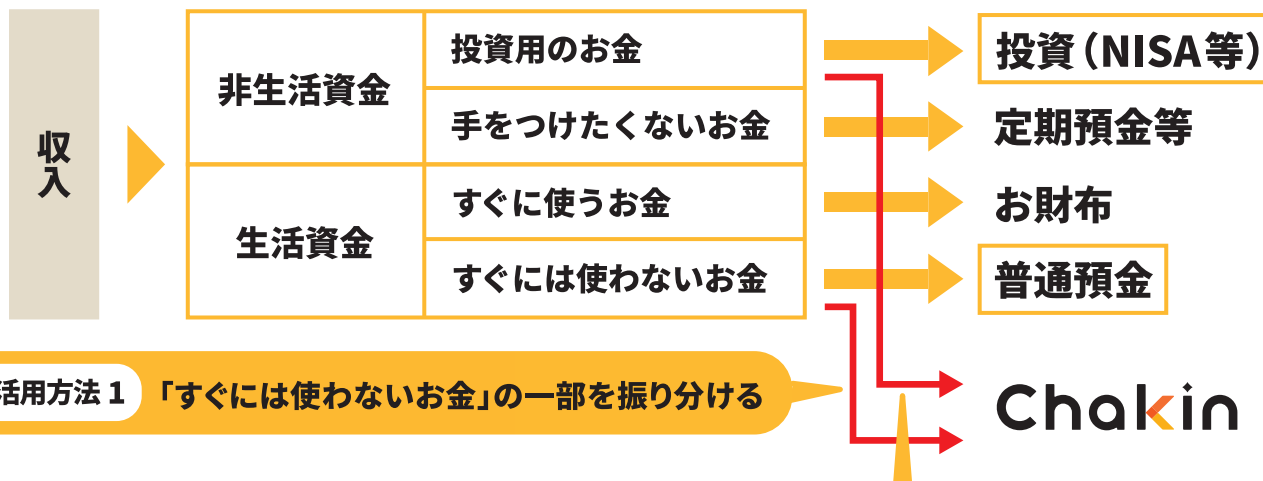


生活費の残りを、
なんとなく預金してるけど
もう少し増えてほしい



NISAの他に
バランスの良い金融商品で
リスクを分散したい

お金の仕分けイメージ



活用方法2 投資(NISA等)の他に、安定して増える運用として

主な資産管理方法のちがい

資産管理方法	安全性	収益性	特徴
投資(NISA等)	減るリスクあり	大きく増える可能性あり	中長期的な運用に。
定期預金	減らない	増える	中長期的な運用に。
普通預金	減らない	増える	必要な時にすぐに使える。
Chakin	減らない	増える	中期的な運用に。 さらに必要な時は活用できる。 ※解約が必要です。

※金融商品にはそれぞれメリット・デメリットがあります。各商品の特徴を把握して、ご自身のニーズに合ったものを選ぶ必要があります。



今預金しているお金、
ちょっとも
増えた方がうれしい！



安全で流動性の高い
運用手段として
リスクを分散できる

ご契約後の手続きもスマホで簡単

積立金額を使いたい(解約したい)



大きな出費が重なった。
今月ピンチ！



スマホから
解約手続き

お客様の口座への着金は
通常**翌営業日***1

*1 お客様の口座への着金が翌営業日になるのは、解約手続きを営業日の20時までに完了した場合に限ります。20時以降のお手続きの場合は、翌々営業日着金となりますので、ご了承ください。

いつでも解約手数料は不要です！



こんな時も安心！

解約後にまた始めたくなった時も、お手続きをすれば、再契約が可能です。

保険料を減額したい場合*2

*2 払込保険料の上限額・下限額等の詳細は、10ページをご覧ください。



物価高だからもう少し
生活費に回したい



スマホから
減額手続き*3

翌月までには
反映されるので安心

*3 減額された保険料部分は解約されたものとみなします。

保険料を増額したい場合*2



昇給したから
増額したい

増額の場合は
追加でご契約



スマホから
ご契約手続き

後日追加でご契約した場合、満期日は
その追加契約の**契約日から10年**となります。

※同一のご契約者につき、月々の払込保険料は**合計15,000円**まで
ご契約いただけます。

後日追加でご契約した場合

最初のご契約

契約日

満期日

追加のご契約

契約日

満期日

毎月の積立額(保険料)の考え方のヒント



いくら積み立てたらいいんだろう。

どのお金を活用するかを考えましょう

「すぐには使わないお金」や「余剰資金」から活用することが基本です。

金額のバランスを考えて毎月の積立額を設定しましょう

6ページの「積立金額の推移表」を参考に、
使える金額と増やしたい金額のバランスを考えて設定しましょう。

使える金額の範囲内で、無理なく続く積立額をご検討ください。



生命保険料控除も活用できます

詳細は7・8ページをご覧ください。

Chakin / 無配当タイプ ■ 主契約 (保険期間・払込期間…10年・5年)…月払保険料 10,000 円 (2025年1月現在)

月 10,000 円を
積み立て

10年後
満期保険金額
637,046 円

差額
(払込保険料総額 600,000 円)
37,046 円

さらに
一般生命保険料控除を
活用すると
(独身、年収 500 万円の場合)

年間の軽減税額
(所得税 + 住民税)
6,800 円

保険料払込期間
5 年間の軽減税額合計
34,000 円

※軽減税額的前提条件は P8 家族構成①のとおりです。

生命保険料控除を活用することで、さらにお得に！



積立金額の推移表

Chakin／無配当タイプ■主契約（保険期間・払込期間…10年・5年）…月払保険料 下表のとおり

【満期/解約時に受け取れる額】 (2025年1月現在)

積立金額 (円)											
経過年数		保険料払込期間					措置期間				
		1年 (12か月)	2年 (24か月)	3年 (36か月)	4年 (48か月)	5年 (60か月)	6年 (72か月)	7年 (84か月)	8年 (96か月)	9年 (108か月)	10年 (120か月)
月払保険料 (円)	5,000	60,130	120,500	181,112	241,966	303,064	306,094	309,155	312,247	315,369	318,523
	6,000	72,156	144,600	217,332	290,355	363,675	367,311	370,983	374,694	378,441	382,225
	7,000	84,182	168,700	253,557	338,753	424,290	428,533	432,818	437,146	441,518	445,933
	8,000	96,208	192,800	289,779	387,146	484,902	489,752	494,650	499,596	504,592	509,638
	9,000	108,234	216,900	325,998	435,538	545,512	550,968	556,477	562,042	567,663	573,339
	10,000	120,260	241,000	362,224	483,933	606,128	612,189	618,311	624,494	630,738	637,046
	11,000	132,286	265,100	398,447	532,326	666,741	673,408	680,142	686,943	693,813	700,750
	12,000	144,312	289,200	434,666	580,718	727,353	734,625	741,969	749,390	756,884	764,453
	13,000	156,338	313,300	470,892	629,113	787,967	795,847	803,805	811,843	819,961	828,160
	14,000	168,364	337,401	507,115	677,507	848,581	857,067	865,638	874,294	883,036	891,867
	15,000	180,390	361,500	543,335	725,897	909,191	918,282	927,465	936,739	946,107	955,567

【満期/解約時に増えた額】

差額（積立金額－払込保険料累計額） (円)											
経過年数		保険料払込期間					措置期間				
		1年 (12か月)	2年 (24か月)	3年 (36か月)	4年 (48か月)	5年 (60か月)	6年 (72か月)	7年 (84か月)	8年 (96か月)	9年 (108か月)	10年 (120か月)
月払保険料 (円)	5,000	130	500	1,112	1,966	3,064	6,094	9,155	12,247	15,369	18,523
	6,000	156	600	1,332	2,355	3,675	7,311	10,983	14,694	18,441	22,225
	7,000	182	700	1,557	2,753	4,290	8,533	12,818	17,146	21,518	25,933
	8,000	208	800	1,779	3,146	4,902	9,752	14,650	19,596	24,592	29,638
	9,000	234	900	1,998	3,538	5,512	10,968	16,477	22,042	27,663	33,339
	10,000	260	1,000	2,224	3,933	6,128	12,189	18,311	24,494	30,738	37,046
	11,000	286	1,100	2,447	4,326	6,741	13,408	20,142	26,943	33,813	40,750
	12,000	312	1,200	2,666	4,718	7,353	14,625	21,969	29,390	36,884	44,453
	13,000	338	1,300	2,892	5,113	7,967	15,847	23,805	31,843	39,961	48,160
	14,000	364	1,401	3,115	5,507	8,581	17,067	25,638	34,294	43,036	51,867
	15,000	390	1,500	3,335	5,897	9,191	18,282	27,465	36,739	46,107	55,567

※記載の数値は、年単位の契約応当日の直前での金額です。前月までの保険料が払い込まれていることを前提としています。

老後資金等のまとまった金額の備えには、
個人年金保険など他商品と併用すると安心です！



生命保険料控除の仕組み

「生命保険料控除」は、払い込んだ保険料に応じて、一定額がその年の所得税・住民税の課税対象となる金額から差し引かれる制度です。税率をかける前の金額が小さくなることで所得税と住民税が軽減されます。

課税対象	生命保険料控除の種類と限度額			税負担の軽減
		所得税	住民税	
その年の 課税総所得	Chakinは ここに該当	一般生命保険料控除	4万円	2.8万円
		介護医療保険料控除	4万円	2.8万円
		個人年金保険料控除	4万円	2.8万円
		全体	12万円	7万円
所得税・住民税の負担が軽減されます				

Chakinは「一般生命保険料控除」の対象です！

例えばこのような人がChakinに加入すると、控除を活用できることも。

Chakinで毎月1万円を積み立てた場合

例1	生命保険に加入していない。
例2	個人年金保険に加入している。(一般生命保険料控除に該当する保険の加入はなし。)
例3	死亡保障部分の月払保険料が1万円の保険に加入している。

Chakinでの所得税の
課税対象からの控除額(1年間)

▶	4万円
▶	4万円
▶	0万円

生命保険料控除を活用するための手続きはシンプル



証明書を必要書類に添付して提出してください

生命保険料控除証明書

Chakinの場合マイページから
ダウンロード

年末調整をする場合の流れ

提出書類に証明書を添付

給与所得者の保険料控除申告書

勤務先に書類を提出

確定申告をする場合の流れ

確定申告書に証明書を添付*

所得税の確定申告書

税務署に書類を提出

*e-Tax(国税電子申告・納税システム)でも可能です。

※生命保険料控除について詳しくは、年末調整は各勤務先に、確定申告は国税庁HPをご確認ください。

■介護医療保険料控除は、契約日が2012年1月1日以降となる保険契約に限りです。

■記載の内容は2023年10月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

Chakinに加入した場合の軽減税額

※他に一般生命保険料控除に該当する保険に加入していない場合。

Chakin(一般生命保険料控除対象)を毎月1万円積み立てた場合

家族構成	収入 金額 万円	課税総所得金額 (所得税) 万円	1年間の軽減税額			5年間で 控除された税額 (A+B)×5年 円
			合計 ①+② 円	所得税 ① 円	住民税 ② 円	
①独身 または ②ご夫婦のみ	300	108.0	4,800	2,000	2,800	24,000
	500	235.3	6,800	4,000	2,800	34,000
	600	299.5	6,800	4,000	2,800	34,000
	800	445.1	10,800	8,000	2,800	54,000
	1000	629.9	10,800	8,000	2,800	54,000
③ご夫婦のみ (配偶者控除対象)	300	70.0	4,800	2,000	2,800	24,000
	500	197.3	6,000	3,200	2,800	30,000
	600	261.5	6,800	4,000	2,800	34,000
	800	407.1	10,800	8,000	2,800	54,000
	1000	616.9	10,800	8,000	2,800	54,000
④ご夫婦と子1人	300	70.0	4,800	2,000	2,800	24,000
	500	197.3	6,000	3,200	2,800	30,000
	600	261.5	6,800	4,000	2,800	34,000
	800	407.1	10,800	8,000	2,800	54,000
	1000	591.9	10,800	8,000	2,800	54,000
⑤ご夫婦と子2人	300	32.0	4,800	2,000	2,800	24,000
	500	159.3	4,800	2,000	2,800	24,000
	600	223.5	6,800	4,000	2,800	34,000
	800	369.1	10,800	8,000	2,800	54,000
	1000	553.9	10,800	8,000	2,800	54,000
⑥ご夫婦と子1人 (配偶者控除対象)	300	32.0	4,800	2,000	2,800	24,000
	500	159.3	4,800	2,000	2,800	24,000
	600	223.5	6,800	4,000	2,800	34,000
	800	369.1	10,800	8,000	2,800	54,000
	1000	578.9	10,800	8,000	2,800	54,000
⑦ご夫婦と子2人 (配偶者控除対象)	400	53.9	4,800	2,000	2,800	24,000
	500	121.3	4,800	2,000	2,800	24,000
	600	185.5	4,800	2,000	2,800	24,000
	800	331.1	7,900	5,100	2,800	39,500
	1000	540.9	10,800	8,000	2,800	54,000

控除される額が5年間分となるとそれだけ効果も大きくなります！



試算の前提

■それぞれ以下のとおり仮定しています。

本人：会社員、40歳未満。

配偶者：家族構成②④⑤は配偶者控除の対象外の配偶者、③⑥⑦は配偶者控除の対象の配偶者。

子：子がいる場合は16～18歳（扶養控除に該当）。

■基礎控除・配偶者控除・扶養控除・社会保険料控除*・給与所得控除を受けたものとして計算しています。ただし、家族構成①②④⑤は配偶者控除、①②③は扶養控除を受けていないものとします。

*全国健康保険協会「令和6年度保険料額表」（東京都）、厚生労働省「令和6年度の雇用保険料率」（一般の事業）に基づき当社にて作成

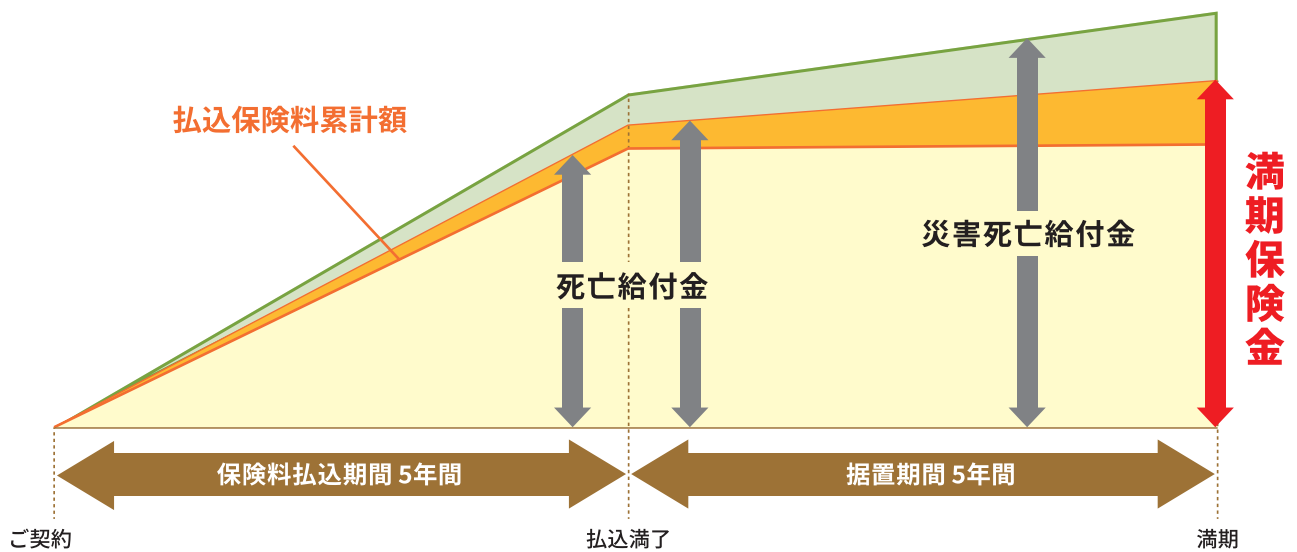
■所得税における復興特別所得税、住民税における調整控除は考慮していません。

■所得税額等はあくまでも目安であり、個別のお取扱いについては税理士または所轄の税務署にご確認ください。

■記載の内容は、2023年10月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

保障の詳細

お支払いする保険金・給付金	お支払理由	お支払金額
満期保険金	満期時	満期保険金額
死亡給付金	災害以外が原因で死亡されたとき	積立金額
災害死亡給付金	災害が原因で死亡されたとき	積立金額の1.1倍相当額



※高度障害状態、障害状態になられた場合のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはありません。

ポイント

死亡保障を死亡時点の積立金額とすることで、満期時の受取額を多くした保険です。
ライフスタイルにあわせた保障をご準備いただくためには、
必要保障額にあわせて他の保険商品でも備えておく安心です。

満期時の受取額を多くすることにこだわった保険です。

契約期間

満期時

その分、死亡の保障を積立金額に抑えています。



商品の詳細

項目	内容
保険の対象者(被保険者)	契約者本人
満期保険金受取人	契約者本人
契約日	責任開始日の翌月1日
健康状態などの告知	告知は不要です
契約年齢範囲	18歳～69歳
保険期間	10年
払込期間	5年
保険料	5,000円～15,000円 1,000円単位でのお取り扱いとなります
保険料の増額	対応しておりません 追加のご契約は可能です 同一の契約者につき、月々の払込保険料が合計15,000円までであれば複数契約も可能
保険料の減額	払込保険料を1,000円単位で減額可能* (下限5,000円)
保険料払込方法(回数)	月払い
初回保険料払込方法(経路)	口座からの送金(ペイジー)、PayPay、コンビニ払い
2回目以降の保険料払込方法(経路)	口座からの自動引き落とし
振込手数料	上記いずれの場合も不要
解約手数料	いつ解約しても解約手数料は不要
生命保険料控除	「一般生命保険料控除」の対象

*減額された保険料部分は解約されたものとみなします。また、契約当初から減額後の保険料であったものとして契約は継続します。

疑問や不安な点はご相談ください。

この保険、
私に合ってる？

老後資金問題の
備えとして十分？



本当に
デメリットない？

生命保険料控除がいまいち
分からない…

ちょっとした質問でもOK!

気になる点はお気軽にご相談ください。
お好みの方法で相談可能。

顔を見ながら相談したい方

スマホ
PC
タブレット



オンラインで相談
(Zoomでのご相談となります)

通話で相談したい方



お電話で相談

ご相談日時をご予約ください

オンライン・電話相談の流れ

相談日時予約ページ
へアクセス

相談日時をご選択

予約日時にご相談

オンライン相談は、後日担当者よりメール送付されるZoomのURLからログイン



オンライン・電話相談のご予約は
こちらの二次元コードからアクセスしてください。



※「Zoom」は、Zoom Communications, Inc.の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

よくあるご質問



Q はじめて見るタイプの保険で不安です。

A Chakinのような、いつでも受取率100%以上の積立保険は、当社以外でもお取扱いがあり、多くの方がご加入しています。 ※2025年1月時点(当社調べ)

Q 契約はオンラインだけで完結しますか？

A ご契約は**オンラインで完結できる**ため、時間や手間をかけずにご契約いただけます。

Q 契約者のメリットばかりですが、なぜこのような保険を販売しているのですか？

A 住友生命では**当社の商品・取組みを多くの方に知っていただく**意味も込めてChakinをご提供しております。

Q 加入後、他の保険に勧誘されないか心配です。

A お客様の**同意のない営業や無理な勧誘**はございませんのでご安心ください。

Q この保険に入れば老後資金問題に対応できますか？

A Chakinは、少額からコツコツと安全にお金を増やす商品のため、老後の生活費への備えとしては**必ずしも十分とは言えません**。別の手段でのご準備もご検討ください。
詳しいお話は11ページに記載の「ご相談窓口」でご相談いただけます。

■記載の保険料・満期保険金額・積立金額等は2025年1月現在の金額です。

■ご検討にあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」「申込内容控」を必ずご覧ください。